横手市商工業振興計画の一部改正の概要

近年、全国的な潮流として、人口減少や少子高齢化が進展するなど、地域経済を取り巻く社会的な環境は大きく変化し、地方自治体においては、様々な課題の解決が求められています。

本市においても例外ではなく、今後、市民が安心して住み続けられる環境をつくるには、市内産業の育成・支援、市街地の活性化、若年者の地元定着など、解決しなければならない課題が多々あります。

本計画は、こうした状況を踏まえ、本市商工業のさらなる振興と雇用の安定化を図ることを目的に策定するものです。

『横手市商工業振興計画』は、上位計画である『第2次横手市総合計画』『横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略』を基盤としながら、2019年度から2025年度までの7年間を計画期間とします。

 2019
 2020
 2021
 2022
 2023
 2024
 2025

 横手市商工業振興計画(現計画)
 期間延長

- ●労働生産性の向上と付加価値額の増大
- 市内事業所の労働生産性の向上、付加価値額の増大
- ●輸送用機械器具製造業の成長促進と他分野の育成
 - ・輸送用機械器具製造業の更なる成長・外部需要を獲得しうる他分野の育成
- ●事業承継への対応
- 円滑な事業承継への対応
- ●地域商業の活性化
- ・市街地空き店舗の有効活用対策 ・市街地の賑わい創出と魅力向上
- ●多様な働く場の確保
- ・多様な職種を確保するための企業誘致の推進・新たなビジネスを生み出す可能性のある起業創業への支援
- ●人材の確保と働き方改革
- ・若年者の地元定着や、女性、高齢者の活躍推進 ・働きやすい職場環境の推進

人口減少に歯止めをかけるため、仕事と働く場の多様性を創出するとともに、市内事業所の成長を促進し、市民所得を向上させることで、誇れる仕事と出会い働き続けられるまちを目指します。

ースローガンー **商工業の活性化が、まちに"にぎわい"を広げ、 次世代へ**



基本方針①

地元事業者を元気にする

- (1)市内事業者の成長・育成支援
- ・市内事業者の経営力向上対策の推進 ・製造業の更なる成長支援 ・地域の特性を活かした新たな産業の育成
- (2)円滑な事業承継への支援
- 支援機関との連携強化と情報発信・事業承継支援施策の検討

基本方針②

まちを元気にする

取組名の朱書き部分について、 「具体的事業・取組」に新規追加・修正・削除

- (1)地域商業活性化への支援
- ・空き店舗の活用促進 ・賑わい創出への支援 ・商店街の環境整備への支援 ・まちづくり活動への後押し 等

基本方針③

施

策

ത

展

・総合計画の行動計画として

・計画期間中にコロナ禍等不

測の事態があり、取り組みが

道半ばとなっている。

の位置づけから計画期間を

合わせる。

新たな雇用を生み出す

- (1)企業誘致による雇用の創出
- ・企業誘致活動の推進・産業振興アドバイザーとの連携・「IT・ソフトウェア産業」の誘致・「研究機関」の誘致
- (2)雇用を生み出す起業・創業への支援
- ・情報提供、相談支援の充実・支援体制の強化・起業者の発掘と育成への支援・起業支援施設の運営等

基本方針(4)

人材の育成と確保を支援する

- (1)労働力確保への支援
- ・市内事業所の人材確保に向けた支援・市内事業所の魅力発信による雇用のマッチング
- (2) 若年者の就労、地元定着への支援
- ・若年者への市内事業所の魅力発信 ・インターンシップ活動への支援 ・人材育成への支援

基本方針⑤

個々にあわせた働き方を支援する

- (1)働き方改革実現へ向けた取り組み
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進・働き方改革に取り組む事業者への支援・関係機関との連携強化と情報発信等
- (2)福利厚生の充実に向けた取り組み
- 勤労者向け福利厚生事業の推進
- (3) 生涯現役社会へ向けた取り組み
- ・生涯現役社会に向けた施策の検討・横手市シルバー人材センターへの活動支援



計画の推進